

令和6年9月20日

第10回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第10回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年9月20日(金) 午後3時00分から午後3時52分

2 開催場所 二本松市役所 正庁

3 出席した委員

農業委員

1番 石川 重彦	2番 菅野 一紀	3番 遠藤 康子
4番 菅野 正寿	5番 阿部 正彦	6番 安齋 秀明
7番 遠藤 伝栄	8番 菅野 秀和	9番 佐藤 美由紀
10番 佐藤 孝	11番 川口 美奈子	12番 松本 太
13番 橋本 政治	14番 斎藤 隆博	15番 佐藤 浩
16番 大内 和長	17番 齋藤 政治	18番 欠 員
19番 佐藤 勝則		

農地利用最適化推進委員

20番 三浦 一也	21番 大石 忠雄	22番 菅沢 政隆
23番 菅野 正信	24番 渡邊 一正	25番 安齋 菊雄
26番 國分 一重	27番 渡邊 孝彦	28番 大野 美和子
29番 佐藤 安弘	30番 菅野 佐太克	31番 根本 満
32番 本多 雅彦	33番 菅野 稔	34番 菊地 清吉
35番 佐藤 洋三	36番 佐藤 薫	37番 佐久間 栄吉
38番 菅野 哲雄		

4 欠席委員

なし

5 遅参委員

なし

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 所有者不明農地等に係る公示について

第4 議案第51号 現況確認証明申請について

第5 議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について

第6 議案第53号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第7 議案第54号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第8 議案第55号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更
申請について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤 和子 農地係長 湯田 匡史 農地係 菅野 亮裕

8 会議の概要

議長（佐藤勝則）会長 委員会に先立ちまして委員の皆様に申し上げます。

総会におけるマスク着用についてであります。着用は個人の判断となりますのでよろしくお願いします。また、携帯電話はマナーモード又は電源オフに

されますようお願いいたします。なお、委員会での説明は、簡潔にお願いします。

議長（佐藤勝則）会長 これより、令和6年第10回二本松市農業委員会を開会します。

（宣告 午後3時00分）

議長（佐藤勝則）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員18名中18名、推進委員19名中19名で定足数に達しておりますので、本総会は成立しております。

議長（佐藤勝則）会長 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（佐藤勝則）会長 それでは、6番安齋秀明委員、7番遠藤伝栄委員の両名を指名いたします。

議長（佐藤勝則）会長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（佐藤勝則）会長 異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

なお、この際、お願い申し上げます。議案の個人情報につきましては、法令

に基づき、適正に取り扱っていただきますようお願いいたします。

議長（佐藤勝則）会長 それでは、日程第3、報告第1号「所有者不明農地等に係る公示について」を議題といたします。

事務局の報告を求めます。

事務局 議案書3ページをご覧ください。

報告第1号所有者不明農地等の公示について。

農地法第32条第3項の規定に基づき、下記農地について公示したので報告する。

令和6年9月20日提出 二本松市農業委員会会長 佐藤勝則。

番号1、農地の所在、XXXXXXXXXX、登記地目・田、現況地目・田、面積計2,046平方メートル。

公示の事由、政令で定める方法により探索を行ってもなお、その農地の所有者等を確認することができないものであります。

所有者が死亡した農地について、借り受けた旨担い手から農業委員会へ申出があり、所有者の探索を行ったところ、相続人が相続放棄をしており所有者を確認できないことから、所有者不明であることを公示するものであります。

公示期間は令和6年8月30日から10月31日までとなっております。

今後の流れとしましては、公示後、所有者である等の申出がない場合、農業委員会から農地中間管理機構へ申出がない旨通知し、利用権設定の手続きが開始するものです。

以上で議案の説明を終わります。

議長（佐藤勝則）会長 事務局の報告が終わりました。

只今の事務局の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（佐藤勝則）会長 よろしいですか。

以上で、報告第1号についての報告を終わります。

議長（佐藤勝則）会長 次に、日程第4、議案第51号 「現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書4ページをご覧ください。

議案第51号現況確認証明申請について。

福島県現況確認証明書交付事務取扱要領により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和6年9月20日提出 二本松市農業委員会会長 佐藤勝則。

番号1、農地の所在、[REDACTED]、登記地目・田、現況地目・山林、面積507平方メートル。非農地の事由、20年以上前から耕作しておらず、そのまま放置していたため荒廃化したものであります。

番号2、農地の所在、[REDACTED]外2筆、登記地目・畑・田、現況地目・山林、面積計16,091平方メートル。非農地の事由、10年以上前から耕作

しておらず、そのまま放置していたため荒廃化したものであります。

番号3、農地の所在、[REDACTED]外2筆、登記地目・畑、現況地目・山林・原野、面積計3,056平方メートル。非農地の事由、30年以上前から耕作しておらず、そのまま放置していたため荒廃化したものであります。

番号4、農地の所在、[REDACTED]外2筆、登記地目・畑、現況地目・畑、面積計1,563平方メートル。非農地の事由、今後、耕作をする予定がないことから、地目変更登記のための現況確認証明申請があったものであります。

番号5、農地の所在、[REDACTED]外1筆、登記地目・田、現況地目・原野、面積計2,097平方メートル。非農地の事由、20年以上前から耕作しておらず、そのまま放置していたため荒廃化したものであります。

議案書6ページをご覧ください。

番号6、農地の所在、[REDACTED]外5筆、登記地目・畑・田、現況地目・畑・田、面積計11,655平方メートル。非農地の事由、今後、耕作をする予定がないことから、地目変更登記のための現況確認証明申請があったものであります。

番号7、農地の所在、[REDACTED]外1筆、登記地目・田、現況地目・田、面積計1,563平方メートル。非農地の事由、今後、耕作をする予定がないことから、地目変更登記のための現況確認証明申請があったものであります。

す。

番号 8、農地の所在、XXXXXXXXXX、登記地目・田、現況地目・田、面積 502 平方メートル。非農地の事由、今後、耕作をする予定がないことから、地目変更登記のための現況確認証明申請があつたものであります。

なお、所有者氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（佐藤勝則）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

13 番（橋本政治）委員 議案第 51 号番号 1 について調査内容をご報告いたします。9 月 5 日午後 1 時 30 分より、推進委員の佐藤洋三さん同じく推進委員の根本満さん事務局宮崎さんと私の 4 名で現地を確認いたしました。現状については事務局説明どおり長年耕作がされておらず樹木も複数みられることから非農地と判断せざるを得ないという意見でまとまりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

続けて議案 51 号番号 2 番についても調査内容をご報告いたします。こちらについては同じ日の 9 月 5 日午後 1 時 50 分より、推進委員の佐藤洋三さん同じく推進委員の根本満さん事務局宮崎さんと私の 4 名で現地確認を行いました。現状については事務局説明のとおり長年耕作がされておらず樹木も複数みられ、周りの牧草地に関しても支障がないということでしたので、非農地と判断せざるを得ないという意見でまとまりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

10番（佐藤 孝）委員 10番佐藤です。51号の3番と4番についてご説明申し上げます。9月2日午後1時30分より、推進委員の安齋菊雄さん、菅野稔さん、事務局局長佐藤さんと笹崎さんと5人で、現地調査を行いました。51号の3番について、[redacted]及び[redacted]については申請のとおり現状が山林であると認められました。[redacted]については申請のとおり現状が原野であると認められました。51号の4番について、[redacted]と[redacted]及び[redacted]については現状が畑であると認められ、畑以外であるとは認められないと判断をしたところであります。4番については以上です。

14番（斎藤隆博）委員 14番斎藤です。議案第51号番号5と6について現地を確認した状況を説明したいと思います。9月4日午前10時から、私と、佐久間栄吉委員、菅野正信委員、そして事務局長さんそして笹崎さんと現地を確認いたしました。5番の[redacted]と[redacted]については、荒れておりまして農地としての復旧は難しいということで、非農地と判断されるということになりました。次の6番の6筆11, 655平米になるんですが、この部分につきましては、荒れてる部分もあるんですけども、一部分農地として活用できる部分、そして自宅への昔の進入路なんですけど、道路として使用されてるということもございまして、この非農地の申請は認められないということで確認してまいりました。以上であります。

9番（佐藤美由紀）委員 9番佐藤です。議案第51号番号7と8について

調査内容を報告します。番号7と8の農地は隣接している農地ですので一括で報告させていただきます。9月5日午前10時から推進委員の本多雅彦さん、大野美和子さん、事務局の宮崎さんと私の4人で現地調査を行いました。当該農地は荒れてはいるものの、草刈りをすればまだ農地に戻すことができそうですし、周辺の農地が耕作はされていないものの、草刈りなどの手入れがしてありましたので、その農地への影響も考え、非農地判定は出来ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長（佐藤勝則）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（佐藤勝則）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議長（佐藤勝則）会長 議案第51号について、原案のとおり番号1から番号3及び番号5の4件については非農地と判定、番号4及び番号6から番号8の4件については農地と判定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（佐藤勝則）会長 全員賛成ですので、議案第51号、番号1から番号8については原案のとおり判定することに決定いたしました。

議長（佐藤勝則）会長 次に、日程第5、議案第52号「農地法第3条の規

定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 8 ページをご覧ください。

議案第 5 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請について。

農地法第 3 条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和 6 年 9 月 2 0 日提出 二本松市農業委員会会長 佐藤勝則。

番号 1 につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手側の要望を受け、申請地を贈与により所有権移転するものであります。

番号 2 から番号 6 につきましては、譲受人の経営規模の拡大のため、譲渡人は相手側の要望を受け、申請地を売買により所有権移転するものであります。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（佐藤勝則）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

1 3 番（橋本政治）委員 1 3 番の橋本です。議案第 5 2 号番号 1 について内容をご報告いたします。9 月 1 7 日午後、譲渡人の[]さん、譲受人[]さん、行政書士の方と連絡を取り、立ち合いはちょっと平日で難しいということでしたので、電話で聞き取りを行いました。この土地につきましては、譲渡人の[]さんのお父様が相続した土地で、お父様が亡くなったことを機に本家である[]さんのうちに戻したいという依頼でした。その内容で

3人とも意見が一致しておりましたので、この農地について確認したところ隣接する場所に譲受人の[]さんの土地があることから許可は妥当と判断をいたしました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

15番（佐藤 浩）委員 15番佐藤浩です。議案52号2から6まで隣接土地なので、私の担当なので調査結果を続けて報告いたします。去る9月16日午前9時より、私と推進委員の根本満さんとで現地確認を行いました。譲渡人[]さん譲受人[]さん立ち合いの下確認いたしました。特に問題がないため、許可妥当と判断いたしました。

次に52号3について調査結果をご報告いたします。これも9月16日午前9時15分より、私と推進委員の根本満さんとで現地確認を行いました。譲渡人[]さん、譲受人[]さん立ち合いの下、確認をいたしました。特に問題がないため許可妥当と判断いたしました。

次に52号4について調査結果をご報告いたします。これも去る9月16日午前9時20分より、私と推進委員の根本満さんとで現地確認を行いました。譲渡人[]さん、譲受人[]さん立ち合いの下、確認をいたしました。特に問題がないため許可妥当と判断いたしました。

次に52号5について調査結果をご報告いたします。9月16日午前9時30分より、私と推進委員の根本満さんとで現地を確認いたしました。譲渡人[]さん、譲受人[]さん立ち合いの下、現地確認を行いました。特に問題がないため許可妥当と判断いたしました。

次に５２号６について調査結果をご報告いたします。これも去る９月１６日午前９時より私と推進委員の根本満さんとで現地確認をいたしました。譲渡人■■■■■さんは体調不良ということで出席されず、■■■■■さんに委託するということで電話で確認を取りました。譲受人■■■■■さん立ち合いの下、現地を確認しました。特に問題がないため許可適当と判断いたしました。以上議案５２号の２から６までの調査結果を報告します。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

議長（佐藤勝則）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（佐藤勝則）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第５２号、番号１から番号６について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（佐藤勝則）会長 全員賛成ですので、議案第５２号、番号１から番号６については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（佐藤勝則）会長 次に、日程第６、議案第５３号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 事務局よりご説明いたします。議案書 10 ページをご覧ください。

議案第 53 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について。

農地法第 4 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和 6 年 9 月 20 日提出 二本松市農業委員会会長 佐藤勝則。

番号 1、事後申請になります。昭和 35 年頃に建築した納屋が違反転用状態であることが判明したため、申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第 3 種農地と判断されるものであります。

番号 2、事後申請になります。昭和 46 年から昭和 48 年にかけて建築した農業用倉庫等が違反転用状態であることが判明したため、申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第 3 種農地と判断されるものであります。

番号 3、既存の農業機械置場等が手狭であるため、申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第 2 種農地と判断されるものであります。

番号 4、事後申請になります。平成 6 年頃に整備した駐車場が違反転用状態であることが判明したため、申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第 3

種農地と判断されるものであります。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（佐藤勝則）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

34番（菊地清吉）委員 34番菊地です。議案第53号番号1について調査結果を報告いたします。9月18日午前9時から現地にて行政書士の[]さんから、松本太委員と私と2人で説明を受けました。申請人の[]さんには電話にて確認し、議案内容に間違いのないことでした。60年以上も前のことで詳細に説明することができないとのことですが、顛末書も出ていることから許可やむなしと判断しました。皆様の審議よろしく願いいたします。

続いて番号2について報告いたします。9月18日午前9時30分から現地にて測量調査設計師の[]さんと[]の[]さんから、松本太委員と私の2人で説明を受けました。申請人の[]さんには電話にて確認し、議案内容に間違いのないことでした。今回の件も50年くらい前のことですが、今後も農業用倉庫および宅地進入路を使用したいとのことであり、顛末書も出ていることから許可やむなしと判断しましたので、皆様の審議よろしく願いいたします。以上です。

11番（川口美奈子）委員 11番川口です。議案第53号番号3について調査結果をご報告いたします。9月14日午後2時より、推進委員の國分さん

と現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりで、申請人の[]さんには同日電話で内容に間違いがないことを確認いたしました。調査の結果、特に問題がないため許可適当と判断をいたしました。皆様のご審議よろしく願いたします。

17番（齋藤政治）委員 17番齋藤です。議案53号の4について調査内容を報告します。申請者の[]さんは東京都在住のため都合が合わず、齋藤が電話での聞き取りを行いました。合わせて9月17日の午後2時から安達地区の農業委員4名、推進委員2名、行政書士事務所[]の担当者[]さんの立ち合いを求め、現地調査を行いました。内容につきましては、事務局説明のとおりです。当該地は近くに水田はあるものの、[]斎場や住宅が隣接しており周辺地域は商業住宅地域となっております。申請人の実家も隣接しておりますが、現在空き家状態ということで、将来も居住の予定はないということでもあります。当該地の現況は駐車場ということですが、申請人が実家に帰省した際に使用をしているという状況です。今後農地として使用する予定はなく、今回の転用申請については顛末書の提出もあることから、許可やむを得ないと判断します。以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤勝則）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（佐藤勝則）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第53号、番号1から番号4について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（佐藤勝則）会長 全員賛成ですので、議案第53号、番号1から番号4については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（佐藤勝則）会長 次に、日程第7、議案第54号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書12ページをご覧ください。

議案第54号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和6年9月20日提出 二本松市農業委員会会長 佐藤勝則。

番号1、既存の駐車場が手狭であるため、申請地に駐車場を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号2、事後申請になります。平成6年頃に整備した側溝が違反転用状態であることが判明したため、申請します。汚水の発生はありません。農地区分に

ついて、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号3、隣地境界線から建築物までの距離を確保するため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号4、既存宅地での建て替えが不可能であるため、申請地に住宅建築を計画します。汚水は市下水道へ排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号5、今後の生活を考え、申請地に住宅建築を計画します。汚水は合併浄化槽を設置し、市道側溝へ排水します。農地区分について、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可することができると判断されるものであります。

続きまして議案書13ページから14ページにかけてご覧願います。

番号6および番号7、再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号8、一時転用になります。工事現場及び土砂採取場から残土が発生する

ため、申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地であります。仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができると判断されるものであります。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（佐藤勝則）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

12番（松本 太）委員 12番松本です。議案54号番号1について調査内容を報告いたします。9月18日午前10時より、現地にて行政書士の[]さんから大石忠雄推進委員と私で確認を行いました。譲渡人の[]さん、譲受人の[]さんからは電話で確認し、議案内容に間違いのないとのことでした。内容は事務局説明どおりです。調査結果特に問題がないため、許可適当と判断しました。

続きまして、議案第54号番号2について調査内容を報告いたします。9月18日午前9時より、現地にて行政書士の[]さんから、菊地清吉推進委員と私で確認調査を行いました。譲渡人の[]さん、譲受人の[]さんからは電話で確認し内容に間違いのないとのことでした。内容は事務局の説明どおりで顛末書も出ており、許可やむなしと判断しました。

続きまして、議案54号番号3について調査内容を報告いたします。9月1

8日午前9時10分より、現地にて行政書士の[]さんから、菊地清吉推進委員と私で確認調査を行いました。譲渡人の[]さん、譲受人の[]さんからは電話で確認し、内容に間違いのないことでした。内容は事務局の説明どおりで、許可適当と判断しました。

続きまして、議案54号番号4について調査内容を報告いたします。9月18日午前9時30分より、現地にて[]の[]さんと[]の[]さんから、菊地清吉推進委員と私で聞き取り確認調査を行いました。貸付人の[]さん、借受人の[]さんからは電話で確認し、申請内容に間違いのないことでした。内容は事務局の説明どおりで特に問題がないため許可適当と判断しました。以上皆様のご審議よろしく願いいたします。

5番（阿部正彦）委員 5番阿部です。議案第54号番号5の調査内容についてご報告いたします。9月16日午後3時ごろより、私を含め安達地域の農業委員3名、推進委員3名の6名で譲渡人の[]さんおよび譲受人の[]さんの立ち合いの下、聞き取りおよび現地調査を行いました。内容については事務局説明のとおりでございます。調査の結果、隣接地が住宅地ということもあり、特に問題がないと認められるため許可適当と考えられます。よろしく願いいたします。

3番（遠藤康子）委員 3番遠藤康子です。議案第54号6番について調査内容を報告します。9月16日午前9時より推進委員三浦一也さんとともに、譲渡人[]さんから聞き取りおよび現地調査を行いました。また、17日

午後0時50分から同じく三浦推進委員とともに譲受人株式会社[]代表取締役[]さんに現地に来ていただき、聞き取り調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、特に問題がないため許可適当と考えます。皆様方の審議よろしく願いいたします。

7番（遠藤伝栄）委員 7番遠藤伝栄です。議案第54号番号7について報告いたします。10月13日午後からですが、[]という会社に電話で確認し、担当の[]さんという方と内容についてお話をいたしました。それである事務所が東京ということでちょっと行けないということで内容を確認いたしまして、それなら行政書士の方に来てもらいたいということでお話したところ、こちらの方も遠方で行けないとのことで、電話で確認いたしました。それから譲渡人の[]さんにつきましても夜ですね、電話で確認いたしました。10月の16日の午後1時から、私と佐久間栄吉推進委員とそれから[]さん仕事で出られないということで奥さんに案内をしていただきまして、現地を確認してまいりました。特に問題なく許可適当と考えます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

16番（大内和長）委員 16番大内です。議案第54号8番について調査内容をご報告いたします。9月19日午後1時30分より、譲受人の有限会社[]社長[]さん、それから行政書士の[]さん、推進委員の佐藤薫さんと私とで現地にて申請内容について確認をいたしました。譲渡人の[]さんにつきましては、平日は仕事ということでお電

話したので、前もって16日の午後2時から現地の確認をいたしました。申請内容は事務局報告とおりです。これにつきましては一時転用ということで業者の皆さんそれから行政書士の方については、強く期間3年ですよということをお話してきました。またあの3年を過ぎたら農地としてまた利用できるようにするようこれも強く求めてきました。この土地につきましては下流のほうに耕作している農地はないということではございますけども、土砂の流出等については十分注意するようお願いをしてきたところでございます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長（佐藤勝則）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（佐藤勝則）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第54、番号1から番号8について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（佐藤勝則）会長 全員賛成ですので、議案第54号、番号1から番号8については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（佐藤勝則）会長 次に、日程第8、議案第55号「農地法第5条第1

項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 15 ページから 16 ページにかけてご覧願います。

議案第 55 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について。

農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の許可後の事業計画変更申請があったので審議を求める。

令和 6 年 9 月 20 日提出 二本松市農業委員会会長 佐藤勝則。

番号 1 から番号 3、営農計画の見直しにより収穫作物を牧草に変更し、放牧を行うことから柵を設置します。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（佐藤勝則）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

6 番（安齋秀明）委員 6 番安齋です。議案第 55 号番号 1、2、3 は借受人が同一で転用内容も同じなので一緒に調査内容を報告します。9 月 15 日午前 10 時 50 分より、安達地区農業委員 3 人と推進委員 4 名合計で 7 名で借受人の株式会社 [REDACTED] の [REDACTED] さんから聞き取りおよび現地調査を行いました。現地調査は 1 の渋川、3 の下川崎、2 の上川崎の順番に回りました。内容は事務局説明のとおりです。貸付人の [REDACTED] さん、[REDACTED] さん、

■さんには担当農業委員が確認をしました。貸付人の■さんには作物が小麦から牧草に変更して牛を放牧するとの連絡がありましたが、■さんには連絡がなかったみたいです。■さんは工事に来ていた人たちに聞いたので連絡して説明に来てもらうみたいです。アニマルフェンス、電気柵などは設置されており、牧草も播種しているとの説明でしたので、事前着工状態でしたが後ほど顛末書、経過書が提出されますので問題点はあるけれども許可するものと考えます。以上でございます。

議長（佐藤勝則）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（佐藤勝則）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第55号、番号1から番号3について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（佐藤勝則）会長 全員賛成ですので、議案第55号、番号1から番号3については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（佐藤勝則）会長 以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和6年第10回二本松市農業委員会を閉会いたします。

(宣告 午後 3 時 5 2 分)

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和6年9月20日

二本松市農業委員会

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員